

日本工作機械工業会における 自主行動計画フォローアップ調査について

2022(令和4)年3月3日

一般社団法人 日本工作機械工業会

1. 2021(令和)3年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：2021(令和3)年10月13日（水）～11月2日（火）
- ・ 調査企業：日本工作機械工業会の会員企業 108社を対象
- ・ 回答企業：52社（前年度62社）
- ・ 回答率：48.1%（前年度57.4%）

2. 2021(令和3)年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

- ✓「合理的な価格決定」は、発注側/受注側ともに“概ね反映できた”の比率が多くの項目で改善している。
- ✓「手形支払い」の状況は、発注側では大きな変化は見られなかった。一方受注側では、“全て現金払い”が減少するも、“50%以上”が減少し、現金払いへの移行がうかがえる結果となった。
- ✓手形サイトは、部品不足等による長納期化の影響などもあり、短縮の動きが見られなかった。今後の調達状況等を踏まえ、促進時期について、検討を進める。
- ✓「約束手形の利用の廃止」は、発注側では8割以上が廃止を検討しているものの、「5年以内に廃止予定」、「廃止時期は未定」が7割を占めている。
- ✓「型管理における適正化や改善の取組」は、全体として緩やかながら改善傾向
- ✓「知的財産に関する適正な取引」について、「利益分配や責任分担を契約書や発注書面に明記する等の取り組みを実施中」との回答は8割弱となったが、“未実施”の6割は“取引が存在しない”ためであった。“管理の必要性を感じない”という企業に対しての取組について要検討。
- ✓「働き方改革」への影響は発注側、受注側とも8割前後が“影響なし”
適正なコスト負担についても“あまりできなかった”が1社のみであった。

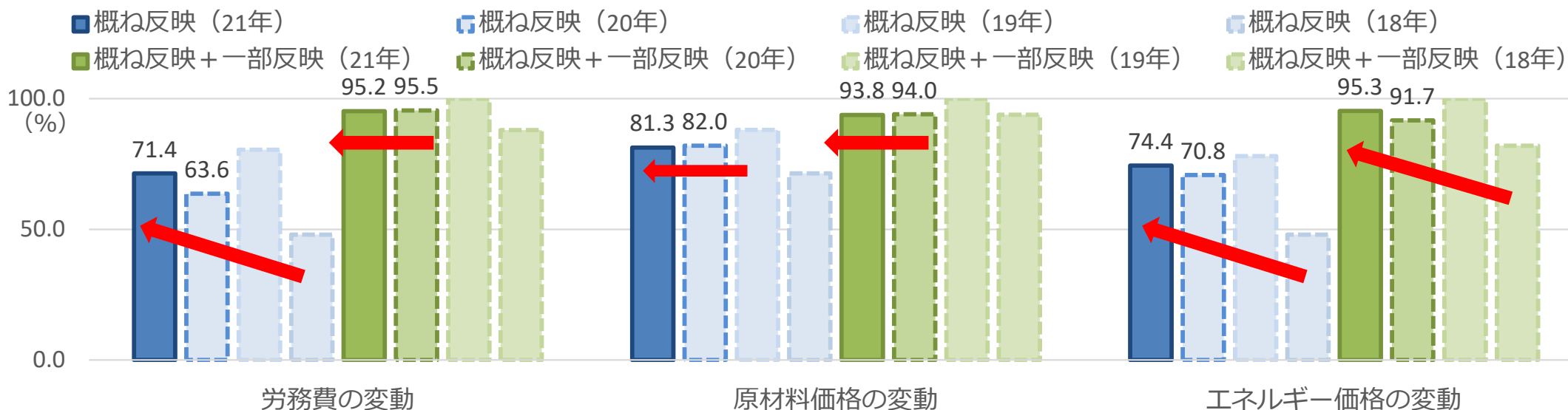
3. 2021(令和3)年度フォローアップ調査結果と分析 重点課題に対する取り組み①合理的な価格決定

設問17. 2021年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、
反映できたと考える項目をお答えください。

《発注側》

- ・「概ね反映できた」との回答は、“原材料価格”のみ横ばいだが、“労務費”及び“エネルギー価格”は改善し、すべての項目で70%を超えた。
- ・「一部反映できた」を含めると、比率は全ての項目で90%以上となった。

《発注側》 回答割合



3. 2021(令和3)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み①合理的な価格決定

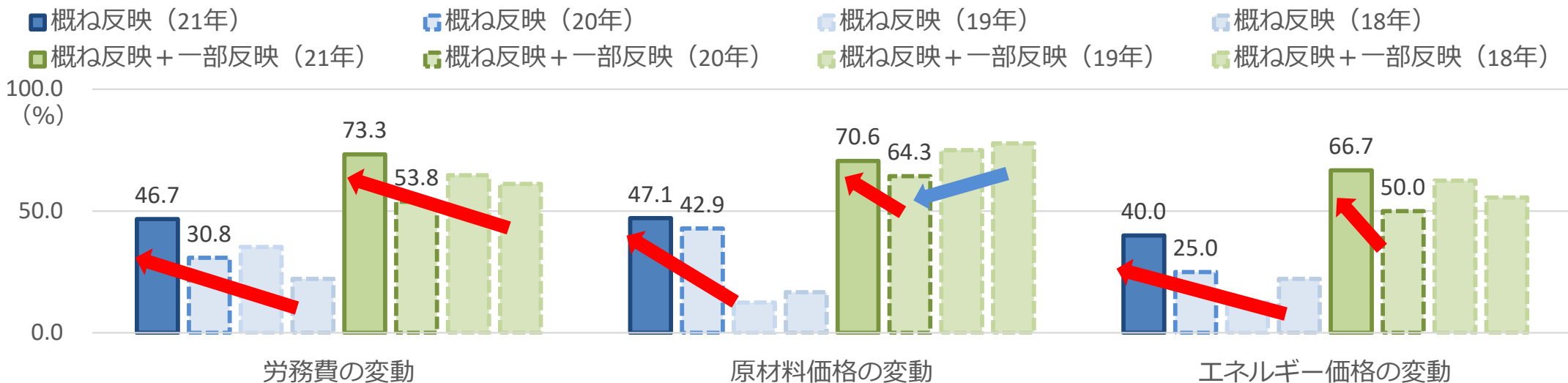
設問17. 2021年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、反映できたと考える項目をお答えください。

《受注側》

- ・「概ね反映できた」との回答は、全ての項目で2020(令和2)年度から増加し、すべての項目で40%を超えた。
- ・「一部反映できた」を含めても、全ての項目で前年度から改善を示した。

（注）当業界における「受注側」の案件は、企業として工作機械以外の別事業で受注した案件が多いことに留意
（例）自動車部品加工、等

《受注側》回答割合



3. 2021(令和3)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み②支払条件の改善

設問25. 下請代金を手形等で支払っている（支払われている）割合はどれくらいですか。

- ・発注側では、前年から回答比率に大きな変化は見られなかった。
受注側では、“手形比率50%以上”の割合が減少し、“10～30%”の割合が増加
現金払いへの移行が窺われるも、全て現金払いは前年度から減少した。

発注側						
回答	21(R3)年度		20(R2)年度		19(R1)年度	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合
全て現金	17社	34%	17社	29%	16社	34%
10%未満	2社	4%	4社	7%	1社	2%
10～30%	5社	10%	6社	10%	2社	4%
30～50%	6社	12%	9社	15%	4社	9%
50%以上	20社	40%	23社	39%	22社	47%
全て手形	0社	0%	0社	0%	2社	4%

受注側						
回答	21(R3)年度		20(R2)年度		19(R1)年度	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合
全て現金	1社	7%	5社	23%	1社	17%
10%未満	4社	27%	2社	9%	0社	0%
10～30%	5社	33%	3社	14%	0社	0%
30～50%	1社	7%	4社	18%	1社	17%
50%以上	5社	33%	8社	36%	4社	67%
全て手形	0社	0%	0社	0%	0社	0%

3. 2021(令和3)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み②支払条件の改善

設問27. 下請け代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。

- ・発注側、受注側とも、回答傾向は前年と大きく変わらず、依然“120日以内”が最も多いが、“120日超”の回答はどちらもゼロであった。
- ・一方、サイト短縮に向けた動きは、今年度回答から窺うことは難しかった。

発注側							受注側						
回答	21(R3)年度		20(R2)年度		19(R1)年度		回答	21(R3)年度		20(R2)年度		19(R1)年度	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合		社数	割合	社数	割合	社数	割合
30日以内	0社	0%	0社	0%	0社	0%	30日以内	0社	0%	1社	6%	0社	0%
60日以内	7社	21%	7社	17%	3社	10%	60日以内	0社	0%	0社	0%	0社	0%
90日以内	5社	15%	8社	19%	9社	29%	90日以内	2社	15%	4社	22%	0社	0%
120日以内	21社	64%	22社	52%	19社	61%	120日以内	11社	85%	9社	50%	5社	100%
120日超	0社	0%	4社	10%	0社	0%	120日超	0社	0%	3社	17%	0社	0%

3. 2021(令和3)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み②支払条件の改善

設問29. 今後、下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止を予定していますか。

- ・発注側では、廃止に向けた検討を7割以上が行っているものの、廃止時期は5年以内か、時期未定。
- ・受注側では、“廃止の予定はない”との回答が6割と最も多かった。

発注側			受注側		
回 答	21(R3)年度		回 答	21(R3)年度	
	社数	割合		社数	割合
2021年内に廃止予定（今年中）	0社	0%	2021年内に廃止される予定（今年中）	0社	0%
2022年内に廃止予定（1年以内）	2社	6%	2022年内に廃止される予定（1年以内）	0社	0%
2023年内に廃止予定（2年以内）	0社	0%	2023年内に廃止される予定（2年以内）	0社	0%
2024年内に廃止予定（3年以内）	1社	3%	2024年内に廃止される予定（3年以内）	0社	0%
2025年内に廃止予定（4年以内）	0社	0%	2025年内に廃止される予定（4年以内）	0社	0%
2025年内に廃止予定（5年以内）	7社	21%	2025年内に廃止される予定（5年以内）	1社	7%
時期は未定だが、廃止に向けて検討中	17社	52%	時期は未定だが、廃止に向けて検討中	5社	33%
約束手形の廃止予定はない	6社	18%	約束手形の廃止予定はない	9社	60%

3. 2021(令和3)年度フォローアップ調査結果と分析

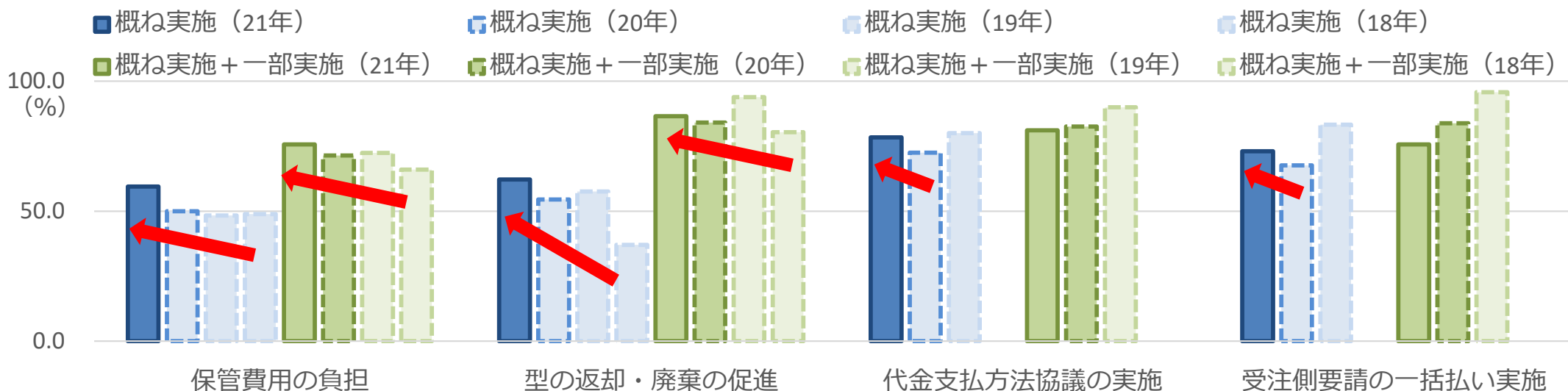
重点課題に対する取り組み③型取引の適正化

設問22. 型管理における適正化や改善への取組は実施できましたか。(発注側)

- ・「保管費用の負担」は、“概ね実施”の割合は5割を超え改善傾向。
- ・「保管期間を過ぎた型の返却や廃棄の促進」も改善し、“概ね実施”は6割超。
- ・「型製造代金の代金支払方法協議の実施」と「受注側からの要求による型製造代金一括払いの実施」も改善し、“概ね実施”が7割超。

(注) 「受注側」回答は、1社と該当数が少ないため、未掲載

《発注側》回答割合



3. 2021(令和3)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み④知的財産・ノウハウの保護

設問39. 自身の企業において、知的財産に関する適正な取引を実現するために、契約書や発注書面に知的財産のやり取りが発生する場合の利益配分や責任分担を明記するといった取り組みを実施していますか。

・全体の4分の3が“実施中”。

・“未実施”の6割で「知的財産の取引が存在しない」との回答。次いで3割が「知的財産は取引において存在するが、その管理の必要性を感じない」との回答。

回 答	2021(R3)年度	
	社数	割合
実施中	38社	75%
未実施	13社	25%

“未実施”の理由

回 答	2021(R3)年度	
	社数	割合
知的財産は取引において存在するが、その管理の必要性を感じないため	4社	31%
知的財産が取引において存在しないため	8社	62%
知的財産の取扱いを定めるに当たって取引先が協議に応じてくれない、契約書を一方的に示される等、取引先と十分に協議を行うことができていないため	0社	0%
知財に関する取扱の明確化のための具体的な手法が分からないため	1社	8%
その他	0社	0%

3. 2021(令和3)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

設問37. 自社で働き方改革を行った結果、受注側企業に対し、どのような影響がありますか。(発注側)

- ・全体の8割強が“特に影響はない”で、年を追うごとに増加。
- ・一方、“急な対応の依頼が増加”、“短納期での発注の増加”の割合は減少し、2021(令和3)年度は1割強となった。
- ・“検収の遅れ”は、2020(令和2)年度まで7%だったが、2021(令和3)年度は2%にとどまった。

発注側

回 答	21(R3)	20(R2)	19(R1)	回 答	21(R3)	20(R2)	19(R1)
	割合				割合		
特に影響はない	82%	78%	76%	支払決済処理のズレによる入金の遅れ	2%	2%	2%
急な対応の依頼が増加	12%	19%	20%	従業員派遣を要請	0%	0%	0%
短納期での発注の増加	14%	19%	22%	発注業務の拡大・営業時間の延長	2%	2%	0%
検収の遅れ	2%	7%	7%	その他	2%	0%	0%

3. 2021(令和3)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

設問37. 発注側企業の働き方改革の結果もしくはその結果と思われるものとして、どのような影響を受けていますか。（受注側）

- ・全体の8割弱は“特に影響はない”で、年を追うごとに割合が増加
- ・一方、“急な対応の依頼が増加”の割合は若干増えたものの、“短納期での発注の増加”は減少し、2割以下となった。
- ・総じて発注側に比べわずかながら高い比率ではあるものの、概ね発注側と同様の傾向がみられる。

受注側

回 答	21(R3)	20(R2)	19(R1)	回 答	21(R3)	20(R2)	19(R1)
	割合				割合		
特に影響はない	76%	64%	50%	支払決済処理のズレによる入金の遅れ	0%	4%	0%
急な対応の依頼が増加	24%	20%	38%	従業員派遣を要請	0%	4%	0%
短納期での発注の増加	18%	28%	38%	発注業務の拡大・営業時間の延長	0%	4%	13%
検収の遅れ	0%	20%	25%	その他	0%	0%	0%

3. 2021(令和3)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

設問38. 発注側企業が働き方改革を行った結果、やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、適正なコストを発注側企業が負担しましたか。（発注側）

- ・“概ねできた”の割合は年々増加し、“一部できた”と併せて、5割を超えた。
- ・“あまりできなかった”が1社のみだった。
- ・“該当なし”の割合は年々減少し、2021(令和3)年度は5割を下回った。

発注側						
回 答	2021(R3)年度		2020(R2)年度		2019(R1)年度	
	社数	割合	社数	割合	社数	割合
概ねできた	23社	46%	21社	36%	15社	32%
一部できた	4社	8%	6社	10%	4社	9%
あまりできなかった	1社	2%	1社	2%	1社	2%
該当なし	22社	44%	31社	53%	27社	57%

3. 2021(令和3)年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①～⑤

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 委員会活動などを通じ、会員企業との意見交換会を実施するなど、改善に向けた活動を展開する。
- ・ 支払条件に関しては、会員企業だけでなく、販売先や商社等、商流全体での改善を求める声が多く、外部の関係団体、企業とも意見交換を通じて全体での改善を進めていく。
- ・ 自主行動計画の改定版について、委員会活動以外でも広く周知を行い、業界内外の認知を高める

4. パートナーシップ構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- ・ 会員企業数：108社
- ・ 宣言企業数：9社（親会社が宣言を行った2社を含む）
- ・ 割合：8.3%（前年：7.4%）

【今後の取組】

- ・ 理事会や委員会などの会員企業同士の会合において、パートナーシップ構築宣言の概要、メリット、登録方法等について周知を行う。

5. これまでの取組（普及活動等）

- ・ 2018(平成30)年12月の振興基準の改正に伴い、当会の自主行動計画も改定することとなり、2019(平成31)年4月に開催した市場調査委員会にて審議・了承され、同年5月の理事会で機関決定した。
- ・ また、委員会の場で、改めて自主行動計画の内容について委員に周知するとともに、各社の現状と照らし合わせて意見交換を行った。
- ・ さらに2021(令和3)年11月には、下請取引等での現金払いの更なる推進、約束手形の利用廃止、下請事業者から親事業者に協議を持ち掛けやすい環境の整備等を一層促進するため、同計画を改定した。
- ・ 自主行動計画の改定版は、会員企業にメールで周知するとともに、当会公式サイトにも掲載している。

6. その他取引適正化に向けた事項について

【今後の取組】

- ・理事会や委員会などの会員企業同士の会合において、フォローアップ調査結果などを踏まえ、意見交換会による課題共有と適正取引の推進を図る（2022(令和4)年度中にオンライン等で2～3回実施予定）。
- ・また、取引の中間にいる商社とその団体（日本工作機械販売協会）と、意見交換会等を実施し、双方が納得できる形での適正化方策について模索する（実施時期未定）。